

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第11号

令和4年第3回（9月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月28日

蓮田白岡衛生組合

管理者 山 口 京 子

1 期 日 令和4年10月5日（水）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和4年第3回(9月)定例会 会期 10月5日 1日間

応招議員(12名)

1番	齋藤信治	議員	2番	野々口真由美	議員
3番	山崎巨裕	議員	4番	秦邦雄	議員
5番	栗原勇	議員	6番	渡辺聡一郎	議員
7番	山田慎太郎	議員	8番	関根香織	議員
9番	中里幸一	議員	10番	中山廣子	議員
11番	松本栄一	議員	12番	山田孝夫	議員

不応招議員(なし)

令和4年第3回（9月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和4年10月5日（水曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第8号～議案第11号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第8号の内容説明
- 10 議案第8号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第9号の内容説明
- 14 議案第9号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第10号の内容説明
- 18 議案第10号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第11号の内容説明
- 22 議案第11号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議員派遣について
- 26 副管理者の挨拶
- 27 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	齋藤信治	議員	2番	野々口真由美	議員
3番	山崎巨裕	議員	4番	秦邦雄	議員
5番	栗原勇	議員	6番	渡辺聡一郎	議員
7番	山田慎太郎	議員	8番	関根香織	議員
9番	中里幸一	議員	10番	中山廣子	議員
11番	松本栄一	議員	12番	山田孝夫	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

山口京子	管理者	藤井栄一郎	副管理者
山田則子	会計 管理 者	町井孝行	事務局 長
黒須靖之	次長兼 庶務 兼 室 長 兼 計 長	齋藤芳和	次長兼 施設 課 長
高橋利男	廃棄物 対策 課 長	松永恭武	蓮田市 みどり 環境 課 長
関根啓文	白岡市 環境 課 長	小林猛	代表監 査員

事務局職員出席者

書記	増田謙二	書記	片岡司
書記	大矢周治	書記	二俣正和
書記	小野田浩二		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○松本栄一議長 9月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○松本栄一議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○松本栄一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

1番 斎藤 信治 議員

2番 野々口 眞由美 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○松本栄一議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日10月5日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◎諸報告

○松本栄一議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎管理者提出議案の報告並びに上程

○松本栄一議長 日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読いたさせます。

町井事務局長。

〔事務局長朗読〕

○松本栄一議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。



◎議案第8号～議案第11号の一括上程

○松本栄一議長 議案第8号から議案第11号を本定例会に上程いたします。



◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○松本栄一議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者 皆様、おはようございます。松本栄一議長のお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

その前に一言ご挨拶させていただきます。本日は、令和4年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。日頃、両市をはじめ、組合進展のため、議員の皆様には多大なるご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの新規感染者がなかなか把握できない状況となりましたが、依然として収束が見えないです。そんな中でございますが、市民の皆様安心して生活していただくため、当組合では感染防止対策をしっかりと講じながら、日々の業務が滞ることのないよう対応に当たってまいりたいと思います。

では、すみません、着席させていただきます。初めに、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。人事院規則の一部改正に準じ、育児参加のための休暇の対象期間を拡大したいので、提案いたします。

次に、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。今回の改正は、人事院規則の一部改正に準じ、非常勤職員の子の出生後、8週間以内の育児休業の取得要件の緩和や1歳以降の育児休業の取得の柔軟化等をしたいので、提案するものでございます。

議案第10号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,916万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,348万6,000円とするものでございます。

まず、歳入につきましては、主なものとして、財産収入となる鉄、アルミなどの資源物の売却単価が高騰及び前年度の繰越金が確定したこと、並びに組合債として施設工事を実施するために、それぞれ増額をお願いするものでございます。

歳出につきましては、総務費として職員給料などの減額及び衛生費として新型コロナウイルス感染症感染予防のためのパーティションを購入する費用及び光熱水費につきましては、電力料金等の値上がりのため、増額をお願いするものでございます。

次に、議案第11号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明申し上げます。令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出予算につきましては、去る5月31日をもって出納閉鎖をしたところでございます。歳入総額は18億4,146万4,386円、歳出総額は17億4,004万7,312円でございます。歳入から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億141万7,074円でございます。繰越明許費繰越額は6,485万3,000円となっております。実質収支額につきましては3,656万4,074円でございます。

この結果につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、監査委員さんの審査をいただいておりますので、意見書を付してご提案を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、1件の行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策についてご報告申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきまして、当組合における6月議会報告以降の対応についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株のBA.2系統からBA.5系統に置き換わりが進み、7月から第7波が到来したとされています。これまでにない感染力で広がりを見せておりましたが、9月に入り、徐々にではありますが、感染者が減少してきております。いまだ収束の兆しは見えない状況ですが、当組合の対応といたしましては、国や県の状況を鑑みて、引き続き公務員としての自覚のある行動と感染防止対策の徹底を継続してまいります。また、ライフラインである生活基盤を支えるごみ収集委託業者や施設運転管理を行っている事業者等に対しても、引き続き危機感を持った感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。

なお、市民の方にご利用いただいているエコプラザにつきましては、引き続き、入り口ではマスクの着用、検温及び手指の消毒など基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、貸室利用の際は、室内の常時換気を行い、貸室の大きさに準じた人数制限を継続しております。これまでの取組状況の詳細につきましては、別添の資料に取りまとめましたので、ご参照いただければと存じます。引き続き、職員及び委託業者が一丸となりまして、感染防止対策に万全を期してまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松本栄一議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第8号の内容説明

○松本栄一議長 日程第6、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 それでは、議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。

議案の添付資料を御覧ください。1の条例改正の概要でございますが、今回の改正は、人事院規則の一部改正に準じ、育児参加のための休暇の期間を拡大するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の条例改正の内容でございますが、第14条、第15条に規定されている育児参加のための特別休暇の対象期間を「産後8週間を経過する日まで」から「子が1歳に達する日まで」に改めるものでございます。

最後に、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第8号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。育児参加のための休暇の件ですけれども、休暇を取れる対象者は何人いらっしゃいますか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 休暇を取れる対象者でございますが、令和3年度はお一人、そして令和4年度、今年度もお一人でございます。

以上です。

○松本栄一議長 栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 令和3年度の方は1名ということですが、その方が全部取得したのか、それともしなかったのか、その取得率についてお尋ねします。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 取得率ということですが、1名の方が該当者でございまして、この方は休暇を取られております。ただ、5日最大で取れるのですが、3日取ったという形になりますので、日にちの取得ですと60%という形になります。

以上でございます。

○松本栄一議長 栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 3回目の質疑を行います。

新しく改正後の育児休暇について、対象者の方にはどのように説明をされるのかご答弁ください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 条例改正の内容につきましては、全職員に周知をしたいというふうに考えております。

対象者でございますが、現時点では対象者はいらっしゃらない状況なのですが、今後出産を予定する方がいた場合には、個別に育児休暇、そして育児休業についてご説明をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第8号 蓮田白岡衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の内容説明

○松本栄一議長 日程第7、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 それでは、議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。

議案の添付資料を御覧ください。最初に1の条例改正の概要でございますが、本条例は、人事院規則の一部改正に準じ、非常勤職員の子の出生後、8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化することなどについて所要の改正を行うものでございます。

次に、2の条例改正の内容でございますが、(1)では、第2条、第2条の3及び第2条の4に規定する非常勤職員の育児休業取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに任期が満了することなどが明らかでないことについて、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までに緩和するものでございます。

次に、(2)では、第2条の3及び第2条の4に規定する非常勤職員の育児休業取得要件のうち、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に到達日及び子が2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得を可能にするものでございます。

次に、(3)では、第3条で規定する再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するものでございます。また、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものでございます。

第3条の2、第7条及び第10条については、育児休業の取得要件の緩和に伴い、関連する文言を整理するものでございます。

最後に、施行日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

なお、この条例の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対しましては、この条例による改正前の第3条第5号に係る部分及び第10条第6号に係る部分の規定の適用は従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第9号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 松本栄一議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

- 松本栄一議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕
- 松本栄一議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
〔「なし」と言う人あり〕
- 松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

- 松本栄一議長 これより採決に入ります。
議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 松本栄一議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の内容説明

- 松本栄一議長 日程第8、議案第10号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。
朗読を省略して内容説明を求めます。
町井事務局長。
- 町井孝行事務局長 それでは、議案第10号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1

号) について内容をご説明いたします。

今回の補正については、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,916万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,348万6,000円に増額の補正をお願いするものがございます。

続いて、第2条は、繰越明許費として、施設整備基本構想策定業務委託費と建屋健全度調査業務委託費の追加をお願いするものがございます。

第3条は、債務負担行為の補正として、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費ほか2件の限度額の変更をお願いするものがございます。

第4条は、地方債の借入限度額の増額をお願いするものがございます。

1ページをお開きください。今回の補正は、歳入では、3款財産収入、5款繰越金、7款組合債について、それぞれ増額をお願いするものです。歳出では、2款総務費を減額し、3款衛生費について増額をお願いするものです。詳細な内容につきましては、後ほど事項別明細書にてご説明いたします。

続きまして、2ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正でございますが、関連する内容ですので、施設整備基本構想策定業務委託費と建屋健全度調査業務委託費を併せてご説明いたします。施設整備基本構想の策定に当たり、有識者による既存のごみ処理施設の躯体を調査した結果、ひび割れ等が確認された箇所について、コンクリートや鉄筋腐食等の状態を把握するため、建屋健全度調査を行う必要があるとの見解が示されました。調査には相当な時間を要し、年度内の完了が難しいことから、建屋健全度調査業務委託費と調査の結果を基本構想に反映させる必要があるため、施設整備基本構想策定業務委託費を繰越明許費として補正をお願いするものがございます。

次に、第3表、債務負担行為補正でございますが、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費、粗大ごみ収集業務委託費、集金事務委託費の3件について、原料費や燃料費の高騰により、ごみ袋の製作コストが上昇したことに伴い、それぞれ限度額の変更をお願いするものがございます。

第4表、地方債につきましては、ごみ処理施設で実施する工事に対して借入を行うため、限度額の増額をお願いするものがございます。

それでは、歳入歳出予算に関する補正につきまして、事項別明細書にて説明いたします。4ページをお開きください。3款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミプレス売却、ペットボトル売却、古紙類売却で、いずれも契約単価が高騰しており、増収が見込まれることから、1,050万円を増額するものがございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したことから、1,656万4,000円の増額をお願いするものがございます。

次に、7款組合債、1項組合債、1目衛生債につきましては、ごみ焼却施設改修事業債として、本年度実施する2号炉、3号炉、燃焼ストーカシュースライドプレート交換工事及びコンプレッサ

一更新工事の財源として、3,210万円の地方債を借り入れるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。5ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の2節給料は、年度途中で普通退職した職員と昨年度いっぱい任期を更新しなかった再任用職員、計2名の給料を減額するものでございます。

次の12節委託料、広報誌作成業務委託費につきましては、執行見込みがついた不用額を減額するものでございます。

続いて、2目財産管理費でございますが、13節使用料及び賃借料につきましては、いずれも執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次に、21節補償、補填及び賠償金100万円は、組合敷地に接する北側道路のカーブ部分に電柱が2本あり、大型車輛の通行に安全上支障があることから、電柱の移設に当たり、東京電力が移設に係る工事費の50%を負担し、残りの50%を組合が負担する必要があるため、移設に必要な補償金をお願いするものでございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金でございますが、燃料価格の高騰により、電気料が値上がりしていることに伴い財源を補填するため、当初積立てを予定していた2,500万円を減額するものでございます。

続きまして、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費4,997万4,000円は、10節需用費、消耗品費については、新型コロナウイルス感染症予防のため、職員の事務机や来客者との打合せに使用するテーブルに設置するパーティションを購入するための費用でございます。

また、光熱費につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻により、社会的に不安定な情勢となり、電力に使用する燃料の高騰が続き、電力料金の値上げ及びそれらの要因により、当組合と契約している小売事業者が電力事業から撤退することとなったため、電力料金として4,987万6,000円を増額するものでございます。

次に、12節委託料、環境センター内施設機器点検業務委託費3万5,000円については、エレベーター保守点検業務及び自動扉点検業務などの執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次に、2目じん芥処理費、10節需用費、機械修繕料につきましては、緊急的な修繕に対応するため、緊急修繕費として500万円を計上しておりましたが、上半期において余熱利用空気加熱器円管部の修繕ほか8件の緊急修繕を実施しているため、下半期の緊急的な修繕費に不足が見込まれるため、下半期分として240万円をお願いするものでございます。

次の機械点検整備料につきましては、非常用発電機について、前回整備より2年以上経過しており、オイル等の劣化が見受けられることから、点検整備に要する費用として96万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、6ページをお開きください。12節委託料、ごみ・粗大ごみ処理施設精密機能検査業

務委託費とごみ処理施設機器保守点検業務委託費につきましては、執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次の小型家電等処分業務委託費につきましては、小型家電製品に含まれる金属類の価格高騰により、処分単価が大幅に下落したため、上半期分として250万円を減額するものでございます。

次の施設整備基本構想策定業務委託費115万5,000円は、工期延長に伴う委託費用の増額をお願いするものでございます。

次の建屋健全度調査業務委託費につきましては、ごみ処理施設の基本構想策定に当たり、有資格者による目視による調査を実施したところ、コンクリートのひび割れ等が生じているため、現況構造物のコンクリートの圧縮強度や中性化の深さ等を基に建物の健全度調査を行い、建物の状態及び耐用年数を把握するとともに、修繕等改善策を検討するための調査を実施する費用として、繰越明許費の補正に併せて1,100万円をお願いするものでございます。

次に、14節工事請負費、粗大ごみ処理施設機器補修工事1,881万円につきましては、枝木や草、粗大ごみ等の前処理として設置されている切断機の圧縮ガイド板等が摩耗し、頻繁にかみ込み等のトラブルが発生しているため、消耗部品等の補修工事用として1,100万円をお願いするものでございます。また、アルミ選別機に投入するためのゴム製コンベヤベルトが摩耗により穴空きが確認されていることから、コンベヤベルトの交換費用として165万円。6月3日の降ひょうにより、イチジク破碎機用のテントシートが破損し、無数の穴が空いているため、テントシートの補修工事に要する費用として616万円を併せてお願いするものでございます。

次のごみ処理施設機器補修工事791万5,000円につきましては、故障等が生じた際の緊急工事費として500万円を計上しておりましたが、粗大ごみ処理施設の搬送コンベヤヘッドプーリーやごみ処理施設の急冷塔のケーシング補修工事など、既に478万円の支出が確定しているため、ごみ処理に支障を生じさせることのないよう、下半期分の緊急補修工事費として500万円と、3号炉急冷塔ケーシングの階段部分が腐食により穴が空いているため、補修に要する工事費として219万5,000円、合わせて791万5,000円をお願いするものでございます。

次に、17節備品購入費、機械器具費につきましては、工作室内に設置されている修繕作業に使用する万力が故障しているため、新しい万力を購入する費用として、5万7,000円をお願いするものです。

次に、3目し尿処理費、10節需用費、12節委託料につきましては、執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次の14節工事請負費414万7,000円につきましては、執行見込みのついたケーブルラック補修工事費を6万2,000円減額するほか、脱臭用洗浄塔に次亜塩素酸ソーダを注入するために設置されている残留塩素計が故障し、自動制御ができなくなっているため、残留塩素計の交換工事費として240万9,000円をお願いするほか、し尿処理施設に設置されているエアコンが故障しており、設置後20年

が経過していることから、エアコンの交換費用として180万円をお願いするものでございます。

最後に、4目リサイクル促進費、14節工事請負費、リサイクルプラザ機器補修工事につきましては、施設内の配水ポンプが10年以上経過し、経年劣化により漏電しているため、交換に必要な費用として103万1,000円をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第10号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。

2ページの第3表、債務負担行為補正について、そこに3つの欄がありますが、一番上の欄、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費ですが、補正前は令和4年から7年度までと。今回補正後として、令和4年から6年と短縮した理由についてご答弁ください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 今の栗原議員さんのほうの内容についてお答えいたします。

指定ごみ袋を製作する材料であります合成樹脂のナフサ、ポリエチレン等、原料のほうが原油価格の高騰や為替の円安により30%以上値上げされているのです。当初3年で契約しようと考えていたのですが、値上げによって、今また値段のほう下がったりするというのが見えていないところがございまして、現状の高値が続くか不透明な点がございまして、契約期間を3年から2年のほうに短縮をさせていただきました。

以上でございます。

○松本栄一議長 栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 今の件は了解をいたしました。

続いて、4ページ、歳入のところです。3款2項1目物品売払収入、鉄、アルミ売却高騰が先ほど説明されました。その高騰の理由として考えられることはどのようなことでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 鉄、アルミ売却高騰の理由についてお答えさせていただきます。

まず、スクラップの市場につきましては、世界経済がコロナ禍から再建されていく中で、2月か

ら4月にかけて輸出価格が上昇しております。また、アルミニウムに関しましては、ウクライナ情勢の関係で、ロシアがアルミの製造国ということもありまして、ロシアの供給減少によって買取り価格が上昇しているものと思われます。当組合では、価格変動の大きなもの、こちらにつきましては四半期ごとの入札ということで実施しております。このたびの補正につきましては、第1四半期、4月から6月の増収分として補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

齋藤議員。

○1番 齋藤信治議員 どの項目をとということではないのですけれども、お話聞いていると、想定外の補修工事だったり、機器が壊れたというお話がいっぱいあって、そのための補正があったように思うのですが、そういう意味でいうと、この施設そのものがある程度年齢がついていて、オーバーホールか何かを考えなければいけないのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 ごみ処理施設は、高温多湿の環境に置かれている非常に劣悪な状態で機器が動いているようなところがございます。一般的な耐用年数につきましては、ごみ処理施設は20年と言われております。当組合のごみ処理施設は、現在27年を経過したところでございます。平成24年度に1度、延命化工事というものを、18件の工事をやらせていただきました。およそ18億円の工事費をかけました。令和10年度までの稼働の計画となっております。今後につきましては、今基本構想の策定というところで新しい施設を造るのか、また既存の施設の再延命化をもう一度行うのか、また建物はそのままに中身の機器を全部入れ替えるリニューアル、この3つについて、比較検討するための調査業務を委託しているところでございます。今後につきましては、費用対効果の検証等を行いまして、最も経済的に優れているもの、またごみ処理施設は安定的に処理をしなくては行けませんので、安定処理を継続するためにどのようなことが一番ベストかということを今後検討させていただく予定でございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。2ページのところの債務負担行為について伺います。

先ほどの栗原議員とちょっとかぶるところもあるのですけれども、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費のところ、今ポリエチレンの価格とかが高騰という話が先ほどあったのですけれども、ここに今現状お願いしている委託先については、いつからどのような形の契約をしているのか分ければ教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 委託業者につきましては、タカミ包装という会社のほうにお願いをしております。

契約期間につきましては、現状の契約は3年契約になっておりまして、元年度から3年度までの3年間の契約となっております。

以上でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 令和元年度からということなのですが、多分その前からも同じところだったかなというふうに思うのですが、その契約の内容というか、随契でなのか、その辺も分かれれば教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 その前も同じ業者になっておりますが、その都度入札を行いまして業者のほうは選定をさせていただいております。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

秦議員。

○4番 秦 邦雄議員 今回補正の中に入っていないのですが、電力燃料費が上がっているというお話の中で、燃えるごみなどの収集業務を受託されている業者さんのほうから燃料費が上がってしまってなかなか苦しいよというようなお話というのはこちらには届いていないのでしょうか。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 今、指定袋、来年度の契約につきまして債務負担上げさせていただきましたが、今現行の、先ほど元年から3年までの契約ということで指定袋契約しているのですが、やはり値段のほうは結構上がっておりまして、値段を上げていただきたいということで……

〔「ごみ収集についての質問」と言う人あり〕

○高橋利男廃棄物対策課長 ごみの収集のほうですか。失礼しました。収集業者のほうから、一応こちらのほうと相談しまして、今年度につきましては今の金額で行いたいということでした承は得ております。また、来年から3年間の契約がございまして、再度契約をするときに燃料のほうはまた見直しするということをお話をさせていただいております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はございませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。5ページの歳出のところは何います。

施設整備基金のところなのですが、2,500万円の減額で、先ほどのご説明で燃料の高騰というのが分かったのですが、それで令和3年と比較して、例えばどれくらい上がっているのか、要はそれに対する影響ですね、この施設の整備基金が積めないことへの影響はどのように考

えますか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 燃料費の高騰ということなのですが、この施設整備基金2,500万円を減額した理由ですが、電気料金が約5,000万円今回補正予算で上乗せをさせていただきました。御承知のとおり、電気料金につきましては燃料費が高騰しているということで、この施設ではなく一般家庭も値上がりしているかというふうに思います。この組合でも月に1,000万円ほど電気代を払っているのですが、これが今後1,500万円ぐらい、大体1.5倍ぐらいに上がる見込みがございまして、そのために補正予算で計上させていただきました。財源がありませんので、施設整備基金2,500万円積む予定でしたが、これをやめさせていただいたというものでございます。

あと、もう一点、電気代の中に燃料費調整額というのがございます。これは一般の家庭でも一緒だと思うのですが、燃料費が安い場合はマイナスになるのです。ところが、燃料費が上がるとプラスになるのです。今年の1月から2月ぐらいまでは東京電力管内マイナスだったのです。その後ずっとプラスになっておりまして、今年の4月段階で1キロワット当たり2.2円なのですが、9月時点で6.27円、3倍ぐらいに上がっています。金額にすると組合の金額で100万円ぐらい払っていたのが300万円、200万円プラスになっている。これは今後も下がることはないと言われているので、今回補正をさせていただいたのですが、もしかしたら足らなくなる可能性もあるかなと思います。

説明については以上でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 1点ちょっと答弁漏れというか、施設整備基金を積めないことへの影響、これについてはどう考えますか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 失礼いたしました。影響なのですが、施設整備基金についてはできるだけ多く積みたいというのが組合としての考えが一つございます。今回2,500万円積めないということになりますと、その分一般財源を、施設をリニューアルするとか建て替えをするとなった場合、もしくは緊急に工事をしなければならないとなった場合に、一般財源をつぎ込む額が2,500万円少なければその分増えるというような形になるのですが、そうならないために、今後執行残が出たらこれをまた、2,500万円まで戻せるかどうかは12月、3月になってみないと分かりませんが、戻していきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 3回目の質疑になります。そうすると、光熱水費とか今後も上昇の可能性もあるということで、これがいつまで続くのか正直ちょっと私も分からないというところがあって、

以前市議会等で質問した際に、当組合の焼却施設については非常に高温で、プラスチックも混ぜて燃焼することで、高温でゴミを焼却できるというふうには伺ったのですけれども、この燃油高騰に対するコストカットの取組として、例えば効率的に炉の温度を高温に保つような方法とか、何かそういうのは検討されているのでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 炉の温度を下げるとか、炉を止めるということは、最終的な状況、もしどうしても予算がなくなってしまう、足らなくなってしまうという状況にはやらざるを得ないかなというふうには思っておりますが、現時点ではやらない方向でできるだけやっていきたいというふうに考えております。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 関根議員さんの質問が燃料を使わないようにするためにどのような取組をしているかというご質問だったかと思えます。まず、ゴミ処理につきましては24時間連続運転ということで、立ち上げと立ち下げるときにどうしても重油使ってしまう。また、ゴミのカロリー、例えば燃えにくいゴミが大量に入ったときは温度が下がってしまいます。こういったことがないように、ゴミにつきましては攪拌という作業を行って、ゴミの均一化を図って焼却炉に投入していること。また、連続運転をできる限り行うということで、炉の立ち上げ下げに使う重油の使用料の削減、こういったところに努めております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第10号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第11号の内容説明

○松本栄一議長 日程第9、議案第11号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで小林代表監査委員の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時51分

○松本栄一議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略して内容説明を求めます。

山田会計管理者。

○山田則子会計管理者 それでは、令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料、蓮田白岡衛生組合歳入歳出決算書の1ページ、2ページを御覧いただきたいと思います。存じます。まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款組合債まででございます。

ページの一番下、歳入合計ですが、予算現額18億3,460万2,000円、収入済額は18億4,146万4,386円

でございます。前年度収入済額と比較いたしますと6,576万9,748円の増額となり、律にして3.7%の増となっております。

それでは、1款分担金及び負担金から順次ご説明させていただきます。1項分担金は、組合規約に基づく両市の分担金で、収入済額は11億5,852万9,210円です。

2項負担金は、両市の不燃物収集運搬に係る経費の負担金で、収入済額は8,419万820円です。分担金、負担金の収入済額の合計は12億4,272万30円で、歳入決算額の67.5%を占めております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1項使用料は、リサイクルプラザ研修室等の使用料並びに電柱使用料などの行政財産使用料で、収入済額は5万7,760円です。

2項手数料は、ごみ及びし尿の処理に係る手数料で、収入済額は4億4,546万6,548円です。

次に、3款財産収入でございます。1項財産運用収入は施設整備基金の運用利益で、収入済額は1,258円です。

2項財産売払収入は、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類等の売払収入で、収入済額は8,045万6,043円です。

次に、5款繰越金でございます。1項繰越金は前年度からの繰越金で、収入済額は5,425万6,688円です。

次に、6款諸収入でございます。1項預金利子は組合預金の利息で、収入済額は0円です。

2項雑入につきましては、広告収入、体験講座参加、東京電力株式会社原子力発電所事故損害賠償金などで、収入済額は320万6,059円です。

次に、7款組合債でございます。組合債は、ごみ焼却施設のクレーン補修工事費として財政融資資金から借り入れたもので、収入済額は1,530万円です。

次に、歳出について申し上げます。3ページ、4ページを御覧いただきたいと思います。1款から5款予備費までの歳出合計でございますが、予算現額18億3,460万2,000円に対しまして、支出済額は17億4,004万7,312円、翌年度繰越額は6,485万3,000円です。執行率は94.8%でございます。

まず、1款議会費につきましては、支出済額は94万2,838円でございます。

次に、2款総務費でございます。1項総務管理費の支出済額は3億8,842円9,357円、翌年度繰越額は2,674万円です。

2項監査委員費は、支出済額20万2,482円です。

次に、3款衛生費につきましては、施設維持管理に要する補修及び交換工事の経費並びにごみ収集業務委託料及び焼却灰・ばいじん・ガラス類・ペットボトル等の処分委託料などがございます。支出済額は12億528万4,176円、翌年度繰越額合計は3,811万3,000円でございます。

次に、4款公債費につきましては、支出済額は1億4,518万8,459円でございます。

次に、5款予備費につきましては、支出済額は0円でございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、歳入

総額18億4,146万4,000円から歳出総額17億4,004万8,000円を差し引いた歳入歳出差引額は1億141万6,000円で、翌年度へ繰り越しする繰越明許費は6,485万3,000円でございます。実質収支額といたしましては、3,656万4,000円となっております。

次に、24ページ、25ページをお開きいただきたいと存じます。財産に関する調書ですが、公有財産の土地及び建物につきましては、令和3年度中の増減はございませんでした。

次に、26ページ、物品につきましては、軽乗用自動車1台を処分いたしました。なお、庁用車はリース車に切り替えております。

最後に、27ページ、基金につきましては、施設整備基金といたしまして、前年度末現在高が2億8,078万6,000円、決算年度中増減高が6,800万1,000円の増で、決算年度末現在高は3億4,878万7,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○松本栄一議長 山田会計管理者の説明が終わりました。

事務局による細部説明を求めます。

町井事務局長。

○町井孝行事務局長 それでは、令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の主な内容につきまして、歳入歳出決算事項別明細書並びに一般会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書によりご説明いたします。お手持ちの歳入歳出決算書5ページ、6ページ、主要な施策の説明書14ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。1款1項1目分担金につきましては、組合同約第13条の規定に基づき、均等割25%、令和3年1月1日現在の人口割75%に相当する額を両市に負担していただいているものでございます。按分率は、蓮田市が52.982%、白岡市が47.018%でございます。また、昨年春に実施いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業費として、先ほどご説明した分担金とは別に、両市にご負担をいただいているものでございます。

次に、2項1目負担金は、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合同約及び組合同約に基づき、1世帯当たり月額140円を両市にご負担をいただいているものでございます。

次に、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料は、エコプラザの研修室及び会議室の使用料でございます。年間の申込み件数は72件、総利用人数は660人の利用がありました。

次に、2款2項1目手数料、1節ごみ手数料でございますが、施策の説明書は15ページを御覧ください。ごみ処理施設手数料につきましては、燃えるごみ、燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋418万7,250枚の販売額です。これを令和3年4月1日現在の世帯数4万9,870世帯で割りますと、1世帯当たりの年間で使用された袋の枚数は約84枚、金額は1世帯当たり年間で約3,997円です。

次の搬入ごみ手数料でございますが、組合に直接持ち込まれた廃棄物の処理手数料で、一般廃棄物につきましては、税別で10キロ当たり143円、産業廃棄物が10キロ当たり239円の手数料をいただ

いているものでございます。年間で5万5,343件、前年比で916件の減、歳入といたしましては72万4,000円の減となっております。

次の粗大ごみ処理手数料は、粗大ごみを各家庭の玄関先で収集した処理手数料でございます。主なものは、布団、ソファ、タンス、机などを収集したもので、年間3,464件、8,818品目を収集いたしました。

次の一般廃棄物処理業許可申請手数料は、ごみの収集運搬に係る許可業者20社の許可申請手数料でございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、両市内の医院、薬局などから排出される感染性廃棄物などの処理手数料で、年間194件の依頼を受け、延べ716個を収集、処分したものでございます。

次の廃タイヤ・バッテリー処分手数料は、年1回開催しておりますタイヤ・バッテリー引取会における引取り手数料です。持ち込まれた件数は94件、前年度と比較して14件の増でございます。

次に、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される廃プラスチック類を収集運搬並びに処分するために使用する有料指定ごみ袋約4,500枚の販売額です。

次の桶川市ごみ処理手数料は、桶川市の燃やせるごみ1,245台分、約3,115トンのごみ処理手数料でございます。

次に、2節し尿手数料の関係でございますが、施策の説明書は16ページを御覧ください。し尿汲取処理手数料につきましては、汲取り式トイレを利用されている家庭の汲取り手数料で、延べ4,314世帯分でございます。

次のし尿量目汲取処理手数料は、簡易水洗トイレや公園などに設置されるトイレの汲取り手数料で、71万1,010リットル分の汲取り手数料です。

次のし尿処理施設使用手数料は、許可業者による浄化槽汚泥の受入れ、延べ1万4,494キロリットルの処理手数料です。

次の浄化槽清掃業許可申請手数料は、浄化槽清掃業の許可業者3社の許可申請手数料でございます。

続きまして、決算書の7ページ、8ページをお開きください。3款1項1目利子及び配当金は、延べ6件の施設整備基金の運用利子でございます。

次に、3款2項1目物品売払収入につきましては、各種資源物の売却益です。施策の説明書は17ページでございます。まず、鉄・アルミ売却は、鉄、アルミ、粗大鉄等、合わせて約691トンの売却益です。前年度と比較すると約222トンの減でございますが、売却益といたしましては約2,570万円の増となっております。

次のペットボトル売却は、ペットボトル289.7トンの売却益です。前年度比は、約32トンの増、売却単価の変動がありましたが、昨年度と比べ約88万円の増となっております。

次の古紙類売却につきましては、各集積所から収集する新聞、雑誌、段ボール、布類及び市民の方々が当組合へ直接搬入した古紙類の中から回収した雑誌、段ボール、布類など、約2,621トン売却したものです。前年度と比較しますと、数量では約11トンの減となりましたが、売却単価の値上がりもあり、約532万円の増となっています。

次の廃食用油売却につきましては、蓮田市及び白岡市の小中学校等から発生する廃食用油及び拠点回収場所であるリサイクルステーションに市民の方が持ち込んだ廃食用油等約9キロリットルの売却益でございます。

次の硬質系プラスチック売却は、蓮田市及び白岡市の小中学校などやリサイクルステーションに集められたペットボトルキャップ約12トンの売却益です。

次のリサイクル家具売却は、エコプラザにおいて毎月開催しているリユース品抽選販売やリユース品常時販売における日用品や衣類など合計3,950件のほか、再生肥料237件、1,450袋の売却益です。

小型家電売却につきましては、パソコンや携帯電話など約5トンの売却益です。

次に、4款繰入金につきましては、基金から取崩しがありませんでした。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。前年度の実質収支額及び繰越明許費を合わせて5,425万6,688円ございました。

続きまして、決算書の9ページ、10ページをお開きください。6款1項1目組合預金利子については、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化及び金融不安などのリスクを回避するために、令和2年度から利息のつかない決済用預金に組合の運用資金を預け入れているため、収入がありませんでした。

施策の説明書は19ページになりますが、2項1目雑入につきましては、ごみ収集日程表の広告収入並びにリサイクルプラザで開催している体験講座の参加費、令和2年度分の東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故損害賠償金ほか、職員及び委託業者の駐車場利用料などがございます。

7款1項1目衛生債につきましては、ごみ焼却施設改修事業債として、クレーン補修工事に係る費用の一部1,530万円を国から財政融資資金として借り入れしたものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。決算書は11ページ、12ページ、施策の説明書につきましては20ページをお開きください。

1款1項1目議会費につきましては、議員報酬及び旅費のほか、議会運営に要した経費です。

次に、2款1項1目一般管理費については、1節報酬として、正副管理者、廃棄物減量等推進審議会委員の報酬です。

2節給料から4節共済費までは、職員35名に係る人件費等でございます。

次に、10節需用費のうち消耗品費については、コピー用紙やコピー機使用カウント料及びトナーカートリッジなどの消耗品の購入に要した費用です。

続きまして、決算書の13ページ、14ページ、施策の説明書は21ページを御覧ください。

12節委託料です。上から3行目のホームページ作成業務委託については、組合のホームページをリニューアルするために要した費用でございます。

次に、例規データベース保守管理業務委託費につきましては、定期的な例規データベースの更新並びに例規集の追録加除に要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして、広報誌作成業務委託費については、年3回発行している環境センターだよりの作成に要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして、環境啓発推進事業業務委託費については、市内小中学校から排出される廃食用油をバイオディーゼル燃料として、ごみ収集車3台に使用する事業並びに環境センター見学者等への啓発事業に要した経費です。

次に、搬入関係伝票作成業務委託費は、粗大ごみの処理手数料やし尿処理手数料を徴収する際に発行する伝票等の作成に要した費用です。

次に、1つ飛びまして、ペットボトル回収用ネット作成業務委託費は、回収ネットの在庫が少なくなったことから、作成に要した費用です。

次に、13節使用料及び賃借料のごみ分別アプリ借上料につきましては、ごみの分別などの向上を図るため、市民向けの情報発信の取組としてスマートフォン用のアプリケーションソフトを管理するために借り上げに要した費用でございます。

次に、2目財産管理費、11節役務費につきましては、火災保険料として、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、エコプラザなどの建物備品災害共済保険料などです。また、災害補償保険料につきましては、特別職職員、議員及び監査委員の災害補償に係る保険料です。

続きまして、決算書15ページ、16ページ、施策の説明書は22ページをお開きください。12節委託料につきましては、庁舎警備業務委託費として、組合内の建物を警備するために係る費用でございます。

次に、庁舎定期清掃業務委託費は、組合内の建物を定期的に清掃するために係る費用です。

消防用設備保守点検業務委託費は、各施設の火災報知機などの点検を行うために係る費用です。

場内環境保全業務委託費は、組合内の敷地の樹木剪定等を行うために係る費用です。

電気設備点検業務委託費は、電気事業法で規定している電気工作物保安管理の委託業務に要した費用でございます。

公会計書類作成支援業務委託費につきましては、国の通知により、統一的な基準による地方公会計の整備が促され、財務4表の作成を中心とした業務に要した費用です。

次の都市計画決定図面作成業務委託費につきましては、令和2年度から繰越明許にて実施した事業で、都市計画決定区域を現況の組合敷地に整合させるために、埼玉県へ提出する図書の作成を委託した費用でございます。

14節工事請負費の管理棟改修工事は、竣工当時から使用していた2階会議室及び玄関の照明器具をLED照明の器具に交換したものです。

また、次の看板・表示線等設置工事は、県道3号さいたま栗橋線に設置されている環境センターの案内標識を交換する工事に要した費用です。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、施設整備基金への積立てによる基金及び運用利子でございます。昨年度は6,800万1,258円でございます。

次の4目公平委員会費から2項1目監査委員費につきましては、説明を省略させていただきます。

続いて、決算書17ページ、18ページ、施策の説明書は24ページをお開きください。3款1項1目清掃総務費でございますが、10節需用費の2行目、燃料費については、ごみ処理施設でのごみ焼却時に使用する重油、重機及びふれあい収集用トラックの燃料である軽油を購入した費用でございます。

次の光熱水費につきましては、電気料として1億862万4,338円のほか、水道料金及びガス料金でございます。

次に、11節役務費の関係でございますが、指定ごみ袋売捌手数料については、販売した指定ごみ袋1枚につき約3円を手数料として販売店に交付したものです。

次の清掃券売捌手数料につきましては、販売した清掃券の額の3%を取扱店に交付したものでございます。また、指定ごみ袋の販売において予想数量を上回り売捌き手数料に不足が生じたことから、同日10節より24万円を流用いたしました。

続いて、12節委託料でございますが、施策の説明書は24ページをお開きください。指定ごみ袋製作及び配送業務委託費については、燃えるごみ用と燃やせないごみ用のそれぞれ3種類の指定ごみ袋の製作と指定ごみ袋取扱店への配送業務に要した経費でございます。

次の粗大ごみ収集受付及び指定ごみ袋注文受付業務委託費につきましては、インフォメーションセンターにおいて、粗大ごみ収集の予約受付や問合せ並びに指定ごみ袋取扱店からの注文受付を行う委託業務に要した経費です。

次の計量器保守点検業務委託費につきましては、計量器2台の定期点検を行った経費です。

次の計量受付業務委託費につきましては、組合に直接持ち込まれる廃棄物の計量受付及び搬入ごみ手数料の徴収作業に要した経費です。

次の施設維持管理運転業務委託費につきましては、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設並びにし尿処理施設の運転管理業務の委託に要した費用です。

次の環境センター内施設機器保守点検業務委託費につきましては、エレベーター及び自動投入扉の保守点検に要した費用です。

また、先ほどの役務費、指定ごみ袋売捌手数料と同様、指定ごみ袋作成費用に不足が生じたことから、10節より64万3,000円を流用いたしました。

続きまして、13節使用料及び賃借料の自動車番号認識システム借上料につきましては、ごみの搬入車輛の車番を認識するシステムで、このシステム導入により計量受付業務の効率化を図ったものでございます。

次に、14節工事請負費の台貫計量器改修工事につきましては、計量器の精度を維持するための出口側計量器のロードセル及び指示計の交換工事を行ったものです。

また、I T Vカメラ交換工事については、計量状況確認用として使用していた録画装置が故障したため、録画装置の交換を行うとともに、正門付近の防犯対策として24時間監視できるI T Vカメラ2台の増設を行ったものです。

次の26節公課費につきましては、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、ごみ焼却処理施設がばい煙発生施設に該当するため、硫黄酸化物などの発生量に応じ、賦課金を納付したものでございます。

続いて、決算書19ページ、20ページを御覧ください。2目じん芥処理費の10節需用費のうち消耗品費につきましては、乾電池の保管、運搬に使用する中古ドラム缶、ガス冷却室及び空気加熱器の点検口、粗大ごみ処理施設で使用するバグフィルターのろ布のほか、現場で使用する消耗品の購入に要した経費です。

次に、機械修繕料につきましては、ごみクレーン横行走行電動機の修繕ほか、4件の機器修繕に要した経費です。

1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみの焼却に伴う排ガス及びばいじんの処理に必要な薬品を購入した経費です。

続きまして、施策の説明書は27ページをお開きください。機械点検整備料につきましては、コンプレッサー点検整備、クレーン点検整備のほか3件の整備に要した費用です。

続いて、12節委託料でございますが、燃えるごみ等収集業務委託費については、両市内のごみ集積所からの燃えるごみ、燃やせないごみ、飲食料用缶、ガラス類、ペットボトル、古紙・布類など、延べ60万1,363世帯分の収集並びに公共施設からの燃えるごみ等の収集に要した経費です。

続いて、施策の説明書28ページを御覧ください。焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、ごみを焼却する過程で排出された焼却灰及びばいじんなどの資源化または最終処分に要した費用です。処分先等の内訳については、施策の説明書を御覧ください。

2つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル等処分業務委託費でございます。施策の説明書は30ページをお開きください。ガラス、ペットボトル等の処分については、ガラス類、ペットボトル、廃タイヤ、剪定枝、スプレー缶、廃蛍光管、乾電池などの処分をそれぞれ委託した費用でございます。

次に、粗大ごみ収集業務委託費については、粗大ごみを家庭の玄関先まで戸別に訪問し、延べ3,464世帯、8,818品目の収集業務の委託に要した費用です。

次に、医療系廃棄物収集処分業務委託費については、蓮田市、白岡市内の医院や薬局などから排

出される感染性廃棄物など716個の収集及び処分の委託に要した費用です。

続きまして、施策の説明書32ページをお開きください。集金事務委託費につきましては、粗大ごみ収集、し尿収集及び事業系廃プラスチック類収集に係る手数料延べ1万5,189世帯分の集金業務の委託に要した経費です。

次に、産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託費については、蓮田市、白岡市の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集の委託に要した経費でございます。

2つ飛びまして、小型家電等処分業務委託費につきましては、収集及びリサイクルステーションに持ち込まれた使用済み小型家電機器類の処分をそれぞれ委託した費用です。

続いて、13節使用料及び賃借料、施策の説明書は34ページをお開きください。重機借上料につきましては、環境センター場内で使用するフォークリフトなどの重機、計5台の重機借上料です。

次の庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集に使用する庁用トラックの借り上げに要した経費です。

次に、14節工事請負費の関係でございますが、施策の説明書は35ページを御覧ください。まず、焼却炉補修工事につきましては、2号焼却炉内の耐火物補修工事に要した経費です。

次の粗大ごみ処理施設機器補修工事については、破碎機のハンマー及びカッターバーが摩耗したため、交換工事に要した費用でございます。

ごみ処理施設機器補修工事につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ごみ処理施設のトイレ5か所を自動水栓にする工事を実施したほか、ごみクレーン補修工事、緊急補修工事など、計12件の工事に要した費用です。

続いて、決算書21ページ、22ページをお開きください。施策の説明書は36ページを御覧ください。3目し尿処理費でございますが、決算書の10節需用費の上から2行目、機械修繕料につきましては、破碎機カッター交換整備に要した費用でございます。

1つ飛んで薬品費については、し尿を処理する過程で使用する薬品の購入に要した費用です。

機械点検整備料につきましては、ポンプ、遠心分離器など、計4件分の点検整備に要した費用で、詳細は施策の説明書36ページを御覧ください。

12節委託料でございますが、し尿収集業務委託費につきましては、両市の延べ7,253世帯分の生し尿の収集を委託した経費です。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿処理施設にある脱臭活性炭の交換並びに各種貯留槽内の沈澱物の清掃、処分業務を委託した費用です。

1つ飛びまして、施策の説明書は38ページをお開きください。脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿を処理する過程で発生する脱水汚泥をリサイクル及び処分する業務を委託した費用でございます。

次に、14節工事請負費のし尿処理施設機器補修工事は、脱水供給ポンプとインバーター交換工事

ほか1件の工事に要した費用です。

次に、4目リサイクル促進費、7節報償費については、エコプラザで実施している体験講座を依頼した講師22名分の謝礼でございます。

次の10節需用費の消耗品費につきましては、し尿汚泥再生肥料1,670袋の購入や、リユース品の補修用塗料や体験講座で使用する養生テープなどの購入に要した費用でございます。肥料販売会は年に1回実施しておりますが、1回目は600袋用意いたしました。早々に完売となり、購入できない方が多数いたため、2回目は販売数量を850袋に増やしました。また、し尿処理費、10節から7万5,000円を流用させていただきました。

次に、11節役務費の傷害保険料につきましては、リサイクルプラザで開催する体験講座の参加者に対する傷害保険でございます。

次に、12節委託料のリユース家具修繕業務委託費につきましては、土曜日、日曜日を中心に施設運営の補助及び家具等の補修業務として、シルバー人材センターへの委託に要した経費です。

次に、4款公債費、1項公債費、1目元金につきましては地方債の元金で、ごみ処理施設が8件、リサイクルプラザ併設型ストックヤードが4件、合計12件の元金償還でございます。

次に、2目利子につきましては地方債の利子で、元金と同様に、合計12件の利子償還でございます。

続きまして、決算書の24ページ、25ページをお開きください。財産に関する調査の公有財産1、土地及び建物につきましては、増減はございませんでした。

続いて、26ページ、27ページを御覧ください。2、物品につきましては、老朽化した軽自動車1台を売却し、新たにリース契約を行ったことから、庁用車1台の減となっております。

基金につきましては、決算年度末残高は3億4,878万7,000円となっております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松本栄一議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、決算審査を監査委員に受けていただいておりますので、代表監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。

小林代表監査委員。

○小林 猛代表監査委員 ただいま議長からご指名をいただきました小林猛でございます。去る6月定例会におきまして議会のご同意をいただきまして、7月11日付で拜命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、齋藤監査委員との合議により作成したお手元の報告書に基づき、2人を代表いたしましてご報告をいたします。恐縮ですが、着座にてご報告をさせていただきます。

1ページをお開きください。決算審査及び行政監査の視点でございます。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症は収束することなく、埼玉県からはまん延防止等重点措置並びに緊急事

態措置に基づく協力要請がなされ、市民生活においても様々な制限がなされました。

このような状況を踏まえ、市民の皆様への支援策として、蓮田市並びに白岡市在住の世帯に対して燃えるごみ用の有料指定袋や廃棄物処理従事者の感染を防止するため、ごみ手袋や使い捨てマスクを配布する新型コロナウイルス感染症対策事業が行われました。決算審査及び令和4年度行政監査に当たっては、「蓮田白岡衛生組合監査基準」及び「蓮田白岡衛生組合監査計画」に基づき、審査及び監査を実施いたしました。

決算審査の視点は、一般会計の決算書及びその関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、歳入、歳出予算の執行の状況について総合的に審査し、予算の執行または各事業の経営が経済的、効率的かつ効果的に行われているかどうかを主眼として行いました。

また、行政監査の視点は、事務の執行について正確で、最少の経費で最大の効果を上げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として行いました。

各課へのヒアリングにおいては、地方自治法施行令第150条に基づく予算執行計画を適正に活用しているか、新型コロナウイルス感染症対策関連事業が効果的に行われているか、コンプライアンスは浸透しているか、所管する各業務においてリスクを意識し適正に執行されているか、契約の締結は関係法令及び蓮田白岡衛生組合契約実務マニュアルに基づいて適正に執行されているか、過去の監査における指摘、提言要望事項などは改善されているかなどについても関係職員から説明を受けるとともに質疑を行い、疑問点などについては、追加資料の提出を求めるなどして実施いたしました。

また、組合の財政状況や施設整備基金の状況等についても、その健全性等を確認いたしました。

3ページをお開きください。第1、審査の対象、第2、審査の期日は、記載のとおりでございます。

第3、審査の方法ですが、事務局長から業務及び決算状況についての説明を受けた後、各所属長から歳入歳出決算などについて説明を求め審査を行いました。また、疑問点などについては、追加資料の提出を求め確認をいたしました。

なお、工事審査といたしましては、出口側計量器ロードセル交換工事及び2号炉排ガス分析計更新工事について、当該工事の施工から工事完了、検査に係る関係書類一式の書類審査を行い、その後、現地確認を実施いたしました。

次に、第4、審査の結果でございます。令和3年度の一般会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、各計数は適正なものと認められました。

第5、決算の概要について申し上げます。まず、1、総括でございます。令和3年度一般会計の歳入歳出予算現額は18億3,460万2,000円で、歳入決算額は18億4,146万4,386円、歳出決算額は17億4,004万7,312円でございます。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は1億141万7,074円となり、翌年度に繰り越すべき財源6,485万3,000円を差し引いた実質収支額は3,656万4,074円の黒字となっております。また、この実質収支額から前年度の実質収支額5,279万3,688円を差し引いた単年度収支額は1,622万9,614円の赤字となっております。

歳入決算額を前年度と比較すると6,576万9,748円、3.7%の増額、歳出決算額は1,860万9,362円、1.1%の増額となっております。この増額の主な内容は、歳入においては、前年度と比較して分担金が4,792万1,782円の増額となったことや、鉄、アルミ売却が2,574万2,797円の増額となったことなどによるものです。

また、歳出においては、前年度と比較して、じん芥処理費のごみ処理施設機器補修工事が2,948万33円の増額となったことなどによるものでございます。

次の4ページから11ページには、令和2年度と比較した歳入歳出の執行状況を款別に記載いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、15ページの第8、財産に関する調書でございますが、1は公有財産、2は物品、3は基金の状況でございます。この明細につきましては、決算書の24ページから27ページの財産に関する調書に記載したとおりでございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、16ページの第9「むすび」でございます。審査の結果につきましては、3ページに記載したとおりであります。審査の結果を踏まえ、次のとおり提言要望し、一般会計決算審査及び行政監査の結びといたします。1、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料の名入封筒作成業務委託、これは新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として、有料指定ごみ袋を蓮田市及び白岡市の全世帯に送付するために使用する封筒の作成業務委託でございますが、この業務の委託に当たり、委託業者を随意契約、見積り合わせにより決定していました。封筒作成に係る予算額は63万3,000円であり、蓮田白岡衛生組合契約規則第19条などによれば、指名競争入札を執行し、委託業者を決定する必要があります。当該事業は、迅速に有料指定ごみ袋を市民に届ける必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約により契約を締結していますが、指名競争入札を執行することにより競争性が増すことも考えられます。予算の執行に当たっては、市民への説明責任を果たせるよう、法令等に基づき、適正かつ効率的に行うことを十分に検討することを望むものであります。

2、2款総務費、1項総務管理費、2目財管理費、14節工事請負費の管理棟改修工事を実施するに当たり、管理棟トイレ改修工事設計業務を発注していますが、当該業務委託は当初予算での予算計上はなく、同目同節から62万5,000円を、1目同節から50万7,000円を流用し、予算措置を行ったものであります。予算の流用は、予算の不足を補う限定的な手段であることに鑑み、予算編成時及び予算執行時には事業の精査を行うとともに、議会の議決を得て予算を確保するなど、適切な事務処理を望むものであります。

3、3款衛生費、1項清掃費、2目じん芥処理費、12節委託料の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務委託において、当初予算133万7,000円に対して、過去の実績や今後の見込みを想定して、12月補正で12万9,000円を減額していますが、年度末に現計予算に不足を生じ、同節内の委託料の不用額を充てて支出をしていました。予算管理について適正に行われるよう再度望むものであります。

以上で令和3年度一般会計歳入歳出決算審査報告及び行政監査結果報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○松本栄一議長 ありがとうございました。代表監査委員の報告が終わりました。



◎議案第11号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。11号議案に関して3点質疑を行います。

1点目ですが、歳入歳出決算書事項別明細書の10ページ、歳入のところの6款2項1目雑入、1節、東京電力（株）福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金158万8,570円ですが、先ほど監査報告にありましたように、前年度と比較して85万6,000円の増額となっています。その増額となった理由についてご答弁ください。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 東京電力の賠償金、前年比85万9,691円増の理由でございます。令和3年度の差額分につきましては、検査委託費の増加、また1トン当たりの処分単価が増加したほか、検査結果、放射能が含まれているばいじんを処理するときに、100ベクレルを超えているものが東京電力の賠償の対象となっております。令和2年度につきましては令和元年度の実績を請求するのですが、令和元年度は5月と8月のばいじんが超過しておりましたので、6か月分が該当しておりました。また、令和3年度については令和2年度のを請求するのですが、5月と8月と11月の測定結果が超過していた。このようなことで、令和2年度よりも令和3年度は3か月分の処理費用が増額となった。このようなことで85万9,691円増となりました。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 今の件に関して再質問です。

158万8,570円、これについては請求どおりの賠償になっているでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 組合が請求したとおりの金額をいただいております。

以上でございます。

○松本栄一議長 栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 2点目です。20ページお願いします。3款1項2目12節委託料のところですが、焼却灰とかばいじんの焼却について、処分先は先ほど説明がありました。草津とか寄居、熊谷ということですが、今後処分先の変更等については、そういう考えはございますか。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 当組合の場合は、受入先のトラブル等で、故障等で受入れができないとか、そういったことを考えて、3か所に処分の委託をしております。リスク分散ということで3か所に委託しております。

また、最終処分場に関しましては、埋立て処分がいっぱいとなってしまうと別のところに運搬をしなければいけないというような状況がございます。現在、令和3年度まで利用していました群馬県草津町につきましては、令和3年度中で埋立てのほうを終了いたしました。令和4年度分につきましては、同じくウィズウェイストジャパンの青森県のほうに処分場がございます。こちらで埋立て処分を行っているところでございます。ただ、遠方ですので、今後につきましては、福島県小野町の増設工事、また群馬県沼田市に新たに処分場を造る計画というのがございまして、そちらのほうが出来たら速やかにまた処分先を近くに持ってくる、このような考えでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑は。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 ただいまの件で再質問を行います。

今後、いろいろなところにお世話になるということが分かりました。全て埋立てを行うのか、その他違う方法があるのか、処分の仕方についてご説明ください。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 処分の仕方というか、まずごみを焼却すると約10分の1灰が出ます。また、粉じんの中にはばいじんという有害なものが含まれます。できる限り焼却灰等についても資源化を図ることが一般廃棄物処理基本計画で定めているところでございます。現在の計画につきましては、平成30年の実績868トンに対しまして、令和11年には769トンまで減らすという考えで計画をしております。令和3年度につきましては、それをさらに下回っているような状況で、極力当組合としては資源化を図る。焼却灰についても資源化を図ってリサイクルを推進していく、このような考えでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑は。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 3点目の質疑です。同じく20ページ、3款1項2目12節委託料でゴミ処理施設環境測定業務委託費323万4,000円ですけれども、この環境測定の内容についてご説明ください。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 ゴミ処理施設の環境測定業務委託費の内容でございます。環境測定業務委託につきましては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物処理法等の規定に基づきまして、測定、また検査のほうは義務づけられております。具体的な内容といたしましては、まず排ガス、焼却灰等のダイオキシン類の測定が1炉当たり年1回義務づけられております。当組合の場合、2炉がございますので、2炉分を行っている。また、作業環境のダイオキシンということで、炉室であったり、作業員が入っている部屋、こういったところもダイオキシン類が検出されないかということで、測定を年2回行っております。また、ばい煙測定ということで排ガスの測定。また、平成30年度よりは水銀の測定、こういったものも行ってしております。あと、焼却灰の熱灼減量、どのくらいのごみが燃やされて灰になっているのか。あと、焼却灰の重金属の溶出の試験。また、ばいじんの重金属の溶出試験。また、ばいじんを薬品で処理をするのですが、薬品処理したものがさらにそこから重金属が溶出することがないか、このような試験を行います。また、ゴミ質の検査ということで季節ごとに行うということで、年4回ゴミ質の検査を行っております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑は。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 いろいろな検査があることは分かりました。例えばダイオキシンについては年1回と。2炉ですから2か所ということですがけれども、ダイオキシンについてはしっかりと検査が必要だと思っておりますけれども、回数を増やした場合、その費用というのはどれくらい、倍になるとか、費用についてはどのようになるのでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 まず、排ガスと焼却灰のダイオキシンの測定につきましては、1回当たり39万6,000円の費用がかかっております。ですので、回数を増やすと39万6,000円、税別でございます。この費用が加算されていく、このようなところでございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。昨年度こちらの議会にいなかったため、確認の質問になってしまうこと、ご了承いただきたいと思っております。こちらの一般会計決算に係る主要な施策の成

果に関する説明書のほうの23ページの中の施設整備基金費について伺いたいのですけれども、以前こちらで見通しを伺った際に、年間約2,500万円の積立てを目標にというようなお答えをいただいていた記憶があって、それを鑑みると令和4年度は先ほどの補正予算で厳しいのかなというのは十分分かったのですけれども、大分6,800万円という額を見ると積立ては順調に進んでいるのかなという印象なのですが、まず目標とする積立ての年度と目標額をお答えをお願いします。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 目標年度でございますが、令和9年度でございます。目標金額でございますが、3億8,334万円でございます。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑は。

関根議員。

○8番 関根香織議員 2回目の質疑を行います。

そうすると、令和9年度までに3億8,300云々ということで、あと4,000万ほど積みば目標額に達するというようなので、とても順調な印象を受けるのですけれども、そう考えると6,800万円について、ごみ処理行政って公共性の非常に高いサービスだと思うので、その分コロナ禍で困っている市民生活に根差した施策にも充てることができたのではないかなというふうにちょっと考えるのですけれども、この辺検討があったのかなかったのか教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 基金の積立てにつきましては平成25年度から行っているのですが、平成30年度までは積める額を積んでいるような形にしておりました。令和元年度から2,500万円を積むという形で計画を立てて、当初予算に計上させていただきました。令和元年度から令和3年度まで桶川市のごみを焼却しておりました関係で、歳入がとても増えていたのです。その関係で余った分を積み増しをさせていただいたというような、そういう状況でございまして、昨年度におきましても余った分を積み増しさせていただいた。それが2,500万円ではなく6,800万円まで増えたという理由でございます。

以上なのですが、よろしいでしょうか。

○松本栄一議長 ほかに質疑は。

関根議員。

○8番 関根香織議員 桶川市のごみは私も以前聞いていて、桶川市のごみを搬入することで、非常に有料というか、こちらの歳入のほうも上がるという話は伺っていたのですけれども、そうすると令和4年度以降は少し積み方的には難しくなるのかなというような感じなのかなと思うのですけれども、これ今後、令和9年度までにこれだけ積みますという額については、廃棄物処理施設長寿命化計画でしたか、策定したものがあったかと思うのですけれども、それにのっかってということな

のですけれども、今後もしこれ以上積み立てることが可能であれば、今後計画の見直しとかそういったものは今のところ考えているのか教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 今施設が古くなってきましたので、建て替えるかリニューアルするか再延命化をするかということで検討を進めておりますが、その検討結果に従って、金額がどれくらい必要かということがある程度出てきますので、それに基づいて基金の積立金については再度見直しを図りたいというふうに考えております。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 2番、野々口眞由美です。決算書の12ページになります。廃棄物減量等推進審議会についてお伺いします。

3回開催されたということでしたけれども、その3回の審議内容を具体的にお願いします。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 野々口議員さんのほうのご質問にお答えさせていただきます。

昨年度3回開催しまして、こちらの廃棄物減量等推進審議会につきましては、令和2年度、3年度の2か年で委嘱された20名の委員さんで構成されて、審議を行いました。諮問内容につきましては、一般廃棄物処理基本計画を推進するための行動計画についてということでテーマを持ちまして、各委員さんのほうでグループ討議等を重ねまして、最終的に答申を行った形になっております。答申の内容としましては、紙類の分別並びに生ごみの減量化を推進するため、広報誌やホームページ、分別アプリの活用のほか、リーフレットなどを作成し、市民に積極的に情報提供することということで、市民に対しましては情報提供の候補地等を配布するような形を取ることを答申をもらっております。

事業系ごみにつきましては、事業形態に合わせた減量化の具体的な方法など、事業に必要な情報を提供するなどして、市民、事業、行政、それぞれの役割分担の下で、ごみ問題の積極的な取組を行っていただくということで要望が出され、こちらについて今年度も6月の減量等の報告させていただきましたけれども、そういうような形で進めさせていただいております。

以上になります。

○松本栄一議長 ほかに質疑は。

野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 今の再質問させてください。

20名で構成されているということだったと思いますが、20名というのが適正かどうかというところをちょっとお伺いしたいのですが、3回開催されて、市民に情報提供をしましょうとかという、

そういう答申がされたということで、20名で構成する意味があるのかどうか。適正かどうかというところはどうかお考えなのかお聞かせください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 廃棄物減量等推進審議会につきましては、もともと廃棄物処理及び清掃に関する法律と組合で持っています廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例の下で廃棄物減量等推進審議会委員として任命されております。設立の諮問をしまして各委員さんのほうで審議をするのですが、そこに来ている組織の委員さんにつきましては、学識経験者2名、商工会から推薦される2名、関係団体の長が推薦する10名、公募で募集した4名と。そのほかに廃棄物処理に関する者2名ということで、20名で構成させていただいております。いろんな多種多様の分野の方を選出させていただきまして、20名ということで構成して委員会を開いているような形になっております。以上となります。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありますでしょうか。

野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 3回目の質問になります。20名で構成されていて、適正かどうかということではなく条例で規定があるのでというお話だったと思いますが、公募で応募されてなっている方4名というのは、今何名いらっしゃるのでしょうか。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 先ほど条例に基づきですね、基づきで訂正させていただきます。

今、公募で募集している者が4名来ております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はございますか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。歳入歳出決算書のほうの16ページ、委託料のところ、管理棟トイレ改修工事設計業務委託費について、先ほどの監査報告のところにもあったのですが、伺います。

まず、具体的にどのような不具合があって、どのような箇所で改修工事が必要となったのか教えてください。

○松本栄一議長 町井事務局長。

○町井孝行事務局長 管理棟トイレでございますが、完全にバリアフリーではないのですが、段差の解消が一番メインでございます。まず、入り口、2階のトイレもそうなのですが、まず扉を開けると10センチほどの段差がありまして、それを平らにしました。また、2階のトイレは和式便器でございましたので、それを洋式化にすると。それと手洗いを、以前は普通の蛇口、それで手を洗っていたのですが、それを自動水栓化。先ほどご説明しましたが、ほかのトイレも自動水栓化をし

ましたので、管理棟のトイレも同じく自動水洗化にするということ。また、照明器具なんかもちらの建物を造ったときの当時のままの蛍光灯の照明器具でございましたので、LED化にして省エネを図った次第でございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 承知しました。

2回目お聞きするのですけれども、私も以前使ったときに和式のトイレで、何なら水も漏れてしまっていてちょっと大丈夫なのかなと思ったような記憶があるのですけれども、それが多分令和元年とかその辺の話だったと思うので、そうすると予算の計上方法のところでは新年度予算で計上することはできなかったのかなと。監査のほうでの指摘はあったと思うのですけれども、これは新年度予算で上げることは考えなかったのでしょうか。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 今回計上されているのは設計業務の委託なのですが、当初は職員が設計をやるという前提で考えていたので、当初予算に上げないでおりました。実際にどういうふうに改修工事をするかというふうに検討した結果、詳細な設計が必要ということで、急遽流用等をさせていただいて、業務委託として発注をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 3回目質疑します。

当初職員さんが設計をということで、そんなことができる職員さんがいるのだと今すごくびっくりしたのですけれども、そうするとトイレ改修の設計業務委託のお金の流れのところなのですけれども、この流用が50万7,000円あって、同目同節からも62万5,000円、これが流用に当たるということなのですけれども、この上に幾つかずらっと委託費書いてあると思うのですけれども、そのなかからいつまんでというか少しずつ流用されたのかなと思うのですけれども、他の事業に影響がなかったのかという意味を含めて、62万5,000円がどのようにお金が流れて、今上に書いてある業務委託とか、ほかの事業についての影響がなかったのか教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 同節の委託料から流れた金額、62万5,000円ですけれども、これについては庁舎警備業務委託費、庁舎定期清掃業務委託費、そして消防用設備保守点検業務委託、場内環境保全業務委託、こちらから流用させていただいたというものでございまして、執行残が見込まれたものに対してそれを流用させていただきました。足りない分につきましては、2款総務費の12節の委託料のホームページ作成業務委託のほうから50万7,000円流用させていただいたというものでございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

野々口議員。

○2番 野々口眞由美議員 2番、野々口眞由美です。説明書だと22ページになります。委託料のことでお伺いいたします。

庁舎警備業務委託費と、それから消防用設備保守点検業務委託費というのがかなり増額になっておりますが、令和2年度と同じ委託業者を使っている中で、これだけ増額になった理由を教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 まず、庁舎警備業務委託料の増額でございますが、こちらにつきましては令和2年度までは見積り合わせを実施して3か年契約を締結しておりました。見積り合わせをした結果、委託費がかなり低く抑えられていたという状況でございます。令和3年度につきましては、現行の契約業者以外から参考見積りを辞退されてしまいまして、現行の契約業者1社と随意契約というような形になってしまいました。その結果として金額が92万4,000円まで、3倍近くに上がったというものでございます。ただ、見積り合わせをした結果としては、価格が過度に価格競争によって下がっていたというふうに考えられるということの一つご理解いただければと思います。ちなみに、見積り合わせをする前までは160万円というような委託費用だったそうなので、下がって上がったのですけれども、昔の高い金額まではいっていないという状況です。適正としか言いようがないということをご理解いただければと思います。

それと、もう一点、消防設備業務委託ですけれども、こちらにつきましては令和2年度が65万1,860円で、令和3年度が31万9,000円でございます。金額が落ちた理由なのですけれども、これは消防法によって年2回定期点検をするもので、30万円台ぐらいでできるのですが、令和2年度におきましては消火栓のホースが劣化をしているということで32本ほど交換をいたしました。その関係で金額が高くなっております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。すみません、私ばかり発言して申し訳ないです。歳入歳出決算書の20ページのところの委託料についてなのですけれども、この中のごみ処理施設清掃業務委託費134万6,400円なのですけれども、令和2年度の決算のほう見ると35万8,600円だったので、すごく上がったなという印象があるのですけれども、これまず委託内容はどのような内容なのか教えてください。

○松本栄一議長 齋藤次長。

○齋藤芳和次長兼施設管理課長 主要な施策の33ページをお開きください。一番下のところにごみ処

理施設清掃業務委託費が書かれているかと思います。まず、令和3年度につきましては、空気予熱器加熱器内部清掃業務委託98万8,900円と、機器冷却塔内部清掃業務委託の35万7,500円、この2本を契約をさせていただきました。令和2年度につきましては、空気予熱器加熱器内部清掃なのですが、この同じ空気予熱器加熱器内部で不具合が生じたところがございます、点検整備と併せて清掃を行いました。なので、令和2年度については空気予熱器の清掃が点検整備のほうから支出されていたのでなかった。令和3年度については、清掃作業だけ例年どおり行ったということで増加した、このようなところでございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 8番、関根香織です。今の件は承知しました。

別件であと1件だけ、すみません。歳入歳出決算書のところの6ページ、ごみ手数料の中のごみ処理手数料（有料指定袋）、あとはこちらの成果に関する説明書のほうにも関連があるので、そちらの15ページ、同時にちょっと伺いたいのですけれども、まずこちらの横長のほうの成果に関する説明書のほうで、ごみ処理手数料有料指定袋のところ、以前は世帯数で記載だったものを販売枚数にさせていただいたことですごく分かりやすくなったので、これについては改善していただいております。この中で、先ほど1世帯当たり84枚ほどというお話があったのですけれども、袋の大きさ別で内訳が分かれば教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 それでは、ご説明させていただきます。

まず、燃えるごみの45リッターにつきましては253万8,500枚です。続きまして、30リッターにつきましては113万2,250枚。続きまして、20リッターにつきましては36万9,750枚です。

続きまして、燃えないごみのほうですが、こちらの45リッターにつきましては7万2,500枚、30リッターにつきましては4万1,500枚、20リッターにつきましては3万2,750枚。

以上でございます。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 2回目の質疑を行います。

念のため確認なのですけれども、この枚数の中にはコロナの支援での無料配布を行ったものは含まれているのかいないのか教えてください。

○松本栄一議長 高橋課長。

○高橋利男廃棄物対策課長 こちらは、コロナで配った枚数は含まれておりません。こちらは、あくまでも歳入分の枚数になります。

以上になります。

○松本栄一議長 関根議員。

○8番 関根香織議員 含まれていないことは承知しました。

そうすると、ごみ袋の無料配布事業を令和2年、3年と続けてやっていただいたのですけれども、この事業の効果と影響についてフィードバックされていたら教えてください。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 効果でございますが、市民の方には大変喜ばれているというのがまず第一かなというふうに思います。議員さんに見ていただきたいのは、この建物の管理棟の1階の事務室入り口のところに市民の方からお礼のお手紙が大変届いておりますので、ちょっと見ていただければありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○松本栄一議長 黒須次長。

○黒須靖之次長兼庶務課長兼会計室長 もう一点ご報告なのですけれども、コロナ禍ということがございまして、組合と両市から全世帯にごみ袋を配布させていただきましたが、この関係で両市のごみ袋の売上げは若干ですが落ちたという状況でございます。

以上です。

○松本栄一議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 それでは、これをもって質疑を終了いたします。

◇

◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

◇

◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第11号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○松本栄一議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議員派遣について

○松本栄一議長 日程第10、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。衛生組合事業運営の参考のため、会議規則第155条第1項の規定により、蓮田白岡衛生組合議会議員全員を視察先である千葉県銚子市へ、令和4年11月4日に派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

よって、会議規則第155条第1項の規定により、閉会中に蓮田白岡衛生組合議会議員全員を千葉県銚子市に派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時25分

○松本栄一議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○松本栄一議長　ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○藤井栄一郎副管理者　それでは、松本議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年第3回蓮田白岡衛生組合定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご参集賜りまして、誠にありがとうございました。また、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重審議の上、ご可決、ご認定を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

また、先ほど監査委員からご指摘いただきました報告がございました提言、要望につきましては、今後速やかに改善を図り、事務執行を図ってまいりたいと存じます。

先ほども管理者からお話あったとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては、やや下火になったところでございますが、まだまだ先が見通せないところでございます。そしてまた、第7波、そしてまたオミクロン対応のワクチン接種ということ、そしてまたこの間隔も、ややもすると5か月が3か月になるというような話も聞いております。そしてまた、コロナのワクチンとインフルエンザも一緒に打てるようなことも今検討ということでございますが、こういうことも含めて今後も市民の皆様のために私どもの蓮田白岡衛生組合事業を継続してまいりますので、どうか皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら運営をさせていただきたいと思っております。

最後となりますが、議員の皆様方のますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

先ほど、余談ではございますが、設計ができる方、町井局長でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○松本栄一議長　ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○松本栄一議長　以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和4年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時27分